

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和5年3月6日

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市条例第1号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(函館市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第1条 函館市子ども・子育て会議条例(平成25年函館市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第7条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

(函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例および函館市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(1) 函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年函館市条例第14号)第2条第2項第11号および第12号、第56条第2項ならびに第57条

(2) 函館市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年函館市条例第15号)第2条第2項第

11号

(はこだて療育・自立支援センター条例の一部改正)

第3条 はこだて療育・自立支援センター条例(平成23年函館市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第7条第2項第1号アおよび第2号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項第3号および第4号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年函館市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項各号列記以外の部分中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め

る。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項および第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項および第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第37条第2項および第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(函館市つつじ保育園条例の一部改正)

第5条 函館市つつじ保育園条例(昭和34年函館市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項および第5条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

(函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を

定める条例の一部改正)

第6条 函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年函館市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。